平成２４年（フ）第１６７号
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮169番地７
債務者　大平　菊美（旧姓森浦）
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９８号
和歌山市石橋丁３番地
債務者　上中さゆり
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０３号
和歌山県橋本市学文路188番地の26
債務者　西岡喜美子
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０４号
和歌山県橋本市学文路188番地の26
債務者　西岡　宏実
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０５号
和歌山県橋本市学文路188番地の26
債務者　西岡　智子
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１５号
和歌山県橋本市隅田町下兵庫33カーサフェリスＡ202号室、住民票上の住所和歌山県橋本市高野口町田原72番地の１
債務者　谷口工業こと　谷口　満弘
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１６号
和歌山県橋本市隅田町下兵庫33カーサフェリスＡ202号室、住民票上の住所和歌山県橋本市高野口町田原72番地の１
債務者　谷口　貴代
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２２３号
和歌山市紀三井寺664―27、住民票上の住所和歌山市西浜３丁目８番59号
債務者　堰本　優子（旧姓山名）
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２２８号
和歌山市上三毛942番地
債務者　流川　**幸**代
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２２９号
和歌山市鳴神46番地の６
債務者　和田　由紀
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４１号
熊本県荒尾市増永2559番地13
債務者　田尻　　良
１　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第４２号
熊本県荒尾市増永2569番地13
債務者　木村あけみ
１　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２４号
島根県益田市下本郷町823番地２、前住所島根県益田市久城町1216番地７
債務者　福原　恵子
１　決定年月日時　平成24年６月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第７５６３号
東京都足立区加平２丁目10―７　ベル21加平壱番館204
債務者　澤口　真美
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６２１号
神奈川県横浜市保土ケ谷区鎌谷町122―19
債務者　風張　将輝
１　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６８１号
東京都江戸川区東葛西３丁目９―19―203
債務者　小森　敏彦
１　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６８８号
東京都江東区東雲２丁目７－５―3104
債務者　齋藤　裕彦
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部